日本顎顔面インプラント学会認定
指導医　専門医　研修施設・准研修施設施設代表者　各位

申請書の電子保存化にともなう、お預かりしている申請書の保管について
（確認のお願い）

2024 年 11 月 5 日に専門医制度規則細則が改定され「申請書類の正本を受理した場合，速やかに電磁的に記録し，記録し終わった正本を申請者に返却する．電磁的に記録したデータは受理した日から１０年間，本学会事務局のサーバーに保管する．」（専門医制度規則細則）こととなりました。

将来的には電子申請と電子保存を目標にしていますが、現時点では過去にお預かりしている申請書のスキャンを行う作業を開始したところです。

膨大なデータのため、作業にはかなり時間を要すると思いますが、スキャン済みのデータに関しましては完了後、返却（希望者）を予定しております。
※2026 年度申請より申請書類と同時に電子データを提出いただいておりますが、提出された電子データに不備も散見されるため、申請書類を事務局でスキャン後の返却となります。

つきましては、返却希望の有無を下記 google form にご記入いただきたくお願い申し上げます。（回答時間　約 3 分）
【google form】
https://forms.gle/U6LBJZccNE5Tq13q7
回答期限は 2026 年 12 月末日までとさせていただきます。

2025 年 10 月

（公社）日本顎顔面インプラント学会　専門医制度委員会
委員長　加藤仁夫